



HPはこちら

# 東日本ユニオン NEWS

JR東日本労働組合  
発行者 組織情宣部  
2024年1月4日 No.704

## 新幹線統括本部「2023年度ダイヤ改正の実施後に関する申し入れ」の団体交渉を開催

### 積み重ねてきた労使議論と団体交渉確認を踏まえた上で 「その他時間」は出勤の都度、業務内容を決定するものではないことを再確認！

#### 1. 在来線便乗・車両センター間での徒歩について、天候の急変に対しては乗務員の安全と健康を第一優先に据えることのできる万全の対応をとること

- 気象状況は前日に知得しているが都度柔軟に判断し、万全な対応をめざしていく。
- 徒歩に際してゲリラ豪雨などにより歩行が困難な状況の場合は、現地から管理者連絡をして指示を受けることになる。そうした場合には、出区遅延など担当列車の運行に影響が出るが社員の安全が第一である。

#### 2. 基本運用行路表に「その他時間」を設ける場合には、どの行路に設けるか、ひろく乗務員と協議の上、決定すること

- 「その他時間」だけでなく、新幹線統括本部と現場（指導副長以上）とディスカッションしながら行路を決めている。
- 「その他時間」をどこに付けるかは現場が決める。行路の組み立て方が区所により違うことから、現場のやり方に決めはつくりたい。現場の意見を反映して作成していく。

#### 3. 基本運用行路表に「その他時間」を設ける場合には、ダイヤ改正の運用前にその業務内容を明確にして社員周知を行うこと

- 例えば「マイプロ」は、あらかじめ用意した指示業務には入っていない。しかし「企画業務」とリンクすることなどがあれば指示することもある。すべてを羅列して社員周知を行うのは困難であるが、年間の業務量から指示業務の内容を周知できるよう努力する。

#### 4. 「その他時間」に関する業務の内容が不確定の場合には、必要な出面が算出できないため基本運用行路表に「その他時間」を設定しないこと

- 「その他時間」を先に設定し、あとから指示する業務を考えた訳ではない。
- 駅業務はダイヤ改正前から考えていたことであり、実施後に駅との調整が付いたことから追加した形となった。

#### 5. 「その他時間」で「駅業務・企画業務等」を指定する場合には指示する管理者等の教育を再徹底すること

- あらかじめ業務はあるが、マイプロや各種委員会活動など時間外労働ではなく「その他時間」内でもできることもあることから、社員にやるべきことを聞く場合もある。必要だと判断すれば、申告されたものを指示する場合はある。その場合、あらかじめ用意した業務は後日や他の社員に指示することになる。

★今団体交渉の確認事項を現場に周知すること

★現場において「就業規則」の逸脱防止、この間の団体交渉確認事項の周知徹底を確認！